

シンガポール向け輸出水産食品の事務取扱要領

1 趣旨

シンガポール向け輸出水産食品の衛生証明書の発行等に係る手続については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づき、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 TW-S1「台湾向け輸出貝類の取扱要綱」（以下「国要綱」という。）により定められている。

本要領は、国要綱に基づいて生活衛生課が行うシンガポール向け輸出食用ふぐ（有毒部位を除去したものに限る。）の衛生証明書の発行事務について、国要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 輸出者の事務等

- (1) 輸出しようとするふぐ処理施設の代表者は、輸出しようとする都度、国要綱の別紙様式1及び別紙様式2に以下の書類を添付して、国要綱の別紙様式1に示す誓約事項を了承の上、生活衛生課宛てに、衛生証明書発行希望日の5開庁日前までを目途に申請すること。また、国要綱の別紙様式2については、電子データを併せて提出すること。

なお、国要綱の別紙様式1には、山口県使用料手数料条例施行規則別表第一に定める諸証明事務手数料の額に相当する山口県収入証紙を貼付すること。

ア 食品衛生許可証の写し

イ ふぐ処理施設届出済証の写し

ウ 山口県知事が認めた者が処理したことを証明する書類

- (2) 輸出者は、衛生証明書の発行後に記載内容に変更が生じ、発行済みの衛生証明書の差し替えが必要な場合などは、生活衛生課に相談すること。
- (3) 輸出者は、シンガポールの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施するなど、シンガポール向け輸出ふぐに関する自主的な衛生管理に努めること。

3 生活衛生課の事務

- (1) 生活衛生課は、国要綱別紙様式1及び添付書類に記載されたふぐ処理師がふぐ処理師名簿に登録された者であることを確認する。
- (2) 生活衛生課は、申請が適正であると認めるときは、国要綱の別紙様式2に必要事項を記入の上、担当者が署名し、公印を押印して、衛生証明書を発行する。
また、その写し及び関係書類を3年間保存する。
- (3) 生活衛生課は、衛生証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

- (4) 生活衛生課は、ふぐがシンガポールへ輸出された場合、その他シンガポール向け輸出ふぐの取扱いが適正に実施されていないと認められる場合は、衛生証明書の発行を停止できる。

附 則

この要領は、平成24年10月15日から施行する。

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

この要領は、令和4年4月28日から施行する。